

城北地区公民館冷暖房機等保守業務委託仕様書

1. 件 名 城北地区公民館冷暖房機等保守業務委託

2. 履行場所 城北地区公民館（佐野市堀米町）

3. 契約期間 令和4年7月1日～令和5年3月31日（9か月）

4. 保守対象機器

ガスヒートポンプエアコン 7.5馬力 1基

ガスヒートポンプエアコン 8.0馬力 1基

ガスヒートポンプエアコン 10.0馬力 3基

ガスヒートポンプエアコン 16.0馬力 4基

室内機フィルター清掃 18台

5. 定期点検・調整・補充項目

定期点検は、契約期間中の10月から11月の間に1回行う。

ただし、緊急を要する場合は、定期点検に関わらず点検修理を行う。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) エンジンオイル | (16) バルブかみ込み防止 |
| (2) オイルフィルター | (17) 燃料装置 |
| (3) 冷却水（量・濃度） | (18) 電気装置 |
| (4) エアエレメント | (19) 熱交換器 |
| (5) スパークプラグ | (20) エンジンオイル漏れ |
| (6) コンプレッサーベルト | (21) 冷却水漏れ |
| (7) ブローバイフィルター | (22) 冷媒漏れ |
| (8) ドレンフィルター中和剤 | (23) コンプレッサーオイル漏れ |
| (9) 高圧コード | (24) エンジンのかかり具合 |
| (10) 冷却水ホース | (25) 騒音・振動 |
| (11) 燃料ガスホース | (26) 外観（錆・がたつき） |
| (12) 吸気ガスホース | (27) フィルター清掃 |
| (13) 排気ガスホース | |
| (14) 排気ドレンホース | |
| (15) バルブクリアランス | |

6. 点検を行ったときは、報告書を作成し、提出すること。

7. 緊急時の保守点検等について

- (1) 保守の対応時間については、月曜から金曜日（祝日及び休館日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、機器類の停止等を伴う場合はこの限りではない。
- (2) 保守員は、冷暖房機等が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。

(3) 修理点検等の依頼があった場合は、できる限り速やかに作業を開始すること。

8. 次事項は別途負担とする。

(1) 破損又は消耗する部品の取替

(2) 操作を誤り又は取扱い不良による事故の修理

9. 業務委託料の支払方法

業務完了後に支払うものとする。